住宅瑕疵担保責任保険法人が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏　　名				
	住　　所				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登　録　番　号	
				登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付		
			合格通知番号又は合格証書番号		

（用紙　日本工業規格　Ａ４）

備考

1　「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。

2　「家屋番号及び所在地」の欄には、当該工事を行った家屋の建物登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。

3　「木造又は非木造の別」の欄には、当該工事を行った家屋が木造住宅である場合には「木造」と、木造住宅以外の住宅である場合には「非木造」と記載すること。

4　「工事の種別及び内容」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。

⑴　「工事の種別及び内容」の「工事の種別」の欄には、以下により記載するものとする。

①　「第１号工事」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令（以下「施行令」という。）第40条の４の２第４項第１号又は第40条の５第４項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

②　「第２号工事」の欄には、当該工事が施行令第40条の４の２第４項第２号又は第40条の５第４項第２号に規定する修繕又は模様替であって次に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

イ　床の過半の修繕又は模様替　床（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第５号に規定する主要構造部（以下「主要構造部」という。）である床及び最下階の床をいう。）の過半について行うもの

ロ　階段の過半の修繕又は模様替　主要構造部である階段の過半について行うもの

ハ　間仕切壁の過半の修繕又は模様替　間仕切壁（主要構造部である間仕切壁及び建築物の構造上重要でない間仕切壁をいう。）の室内に面する部分の過半について行うもの（その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る。）

ニ　壁の過半の修繕又は模様替　主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行うもの（当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。）

③　「第３号工事」の欄には、当該工事が施行令第40条の４の２第４項第３号又は第40条の５第４項第３号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

④　「第４号工事」の欄には、当該工事が施行令第40条の４の２第４項第４号又は第40条の５第４項第４号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げる規定又は基準のいずれに適合するかに応じ相当する番号を○で囲むものとする。

⑤　「第５号工事」の欄には、当該工事が施行令第40条の４の２第４項第５号又は第40条の５第４項第５号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ相当する番号を○で囲むものとする。

⑥　「第６号工事」の欄には、当該工事が施行令第40条の４の２第４項項第６号又は第40条の５第４項第６号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号（エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成25年経済産業省・国土交通省告示第１号。以下「建築主等の判断の基準」という。）別表第４に掲げる地域区分における８地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号１）を○で囲むものとする。また、同欄中、「地域区分」の欄には建築主等の判断の基準別表第４に掲げる地域区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

⑦　「第７号工事」の欄には、当該工事が施行令第40条の４の２第４項第７号又は第40条の５第４項第７号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ相当する番号を○で囲むものとする。

⑧　「第８号工事」の欄には、当該工事が施行令第40条の４の２第４項第８号又は第40条の５第４項第８号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げる基準のいずれに適合するかに応じ相当する番号を○で囲むものとする。

⑵　「工事の種別及び内容」の「工事の内容」の欄には、当該工事が施行令第40条の４の２第４項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替、同項第７号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第８号に規定する修繕若しくは模様替又は施行令第40条の５第４項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替、同項第７号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第８号に規定する修繕若しくは模様替に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。

5　｛　｝の中には、⑴イ又は⑴ロのいずれに該当するかに応じ相当する記号を○で囲むものとする。

6　「証明を行った建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人」の欄には、当該工事が施行令第40条の４の２第４項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替、同項第７号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第８号に規定する修繕若しくは模様替又は施行令第40条の５第４項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替、同項第７号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第８号に規定する修繕若しくは模様替であることにつき証明を行った建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人について、次により記載すること。

⑴　「氏名又は名称」及び「住所」の欄には、建築士が証明した場合には建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名又は名称及び住所を、指定確認検査機関が証明した場合には建築基準法第77条の18第１項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けて後に同法第77条の21第２項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を、登録住宅性能評価機関が証明した場合には住宅の品質確保の促進等に関する法律第７条第１項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けて後に同法第10条第２項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を、住宅瑕疵担保責任保険法人が証明した場合には特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第１項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けて後に同法第18条第２項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。